

福島県史料情報

第63号 令和4年(2022)6月



葉桜の三春滝桜（『福島県写真真帖』、福島県歴史資料館収蔵）

『福島県写真真帖』に掲載された三春滝桜

今から百年前の大正十一年（一九二二）十月十二日、滝桜（田村郡三春町大字滝字桜久保二九六）は、史蹟名勝天然記念物保存法により「三春瀧櫻」の名称で国の天然記念物に指定され、内務省告示第二七〇号が『官報』第三〇六一号に登載された。桜の樹では初めての天然記念物指定であり、滝桜の樹種はエドヒガン系のベニシダレザクラである。

ところで、明治・大正期の福島県では、都合三回にわたって『福島県写真真帖』が編纂され、上梓されている。第一回目が明治四十一年（一九〇八）九月八日に児童新聞社長の小栗栖香平を印刷者とし、第二回目が大正五年七月九日に田山宗堯を印刷者とし、第三回目が大正十三年八月に田村鐵三郎を印刷者として、それぞれ刊行されたのである。

大正十三年八月刊行の『福島県写真真帖』には、全部で六十五件の福島県内に関わる様々な種類の写真が収載されている。これらの写真は、その内容によって、行政機関、教育施設、産業、景観、名勝、名山、記念物、神社・仏閣、祭礼、観光地などに分類することが可能である。

上の写真は、鬱蒼と茂った葉桜の滝桜で、周囲の植生から季節は初夏頃であろうか。本写真帖には、この時点で史蹟名勝天然記念物保存法により国の指定を受けた史蹟や天然記念物が全て載せられており、滝桜が掲載されている理由もここにある。

田村鐵三郎は、東京で写真の技術を学び、福島市で二番目に開業した写真家であった。また、彼は明治四十三年に油井夫山を中心とした福島市内の青年たちによって結成された福島県最初の洋画団体である「アートクラブ」の一員としても知られている。

なお、三春滝桜は現在では福島県の「緑の文化財」登録第一六号にもなっている。
（渡邊 智裕）

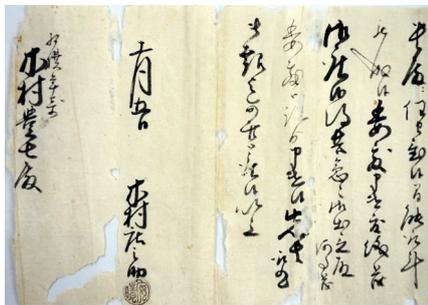
相撲行司
木村庄之助の手紙

ご当地力士の勝敗や番付に一喜一憂する大相撲であるが、取組に欠かせないのが行司の存在である。なかでも木村庄之助の名は、結びの一番を裁く最高位の行司の名跡(現在は空位)として名高い。

江戸初期の初代庄之助から現在まで三十七代の「木村庄之助」が存在するが、当館には、そのうちの一人による「木村庄之助書状」(菊池義衛家文書五八一)が収蔵されている。年末詳(十一月五日付)のため、この手紙からだけでは何代目の庄之助であるかを確定することは難しいが、同家文書に残る他の史料との関連から検討を加えてみたい。

まず、手紙は相撲年寄の木村豊七に宛てたもので、「此度、不相替入門之御世話被下」た豊七への礼を述べ、その上で、入門者(弟子)について「心眼見届ケ」、「不埒之者御座候ハ、厳敷御申付可被成」などと「能取計」を頼んでいる。

ここで年代を比定する手掛かりとして注目したいのは、豊七の門弟への「免許之義も早速相認差遣候積」であるが、急ぎ出立をしなければならず間に合いそうもなく、「此後早速相認置候」という記述である。



木村庄之助書状
(菊池義衛家文書 581)

その免許状と思われるのが、本紙第四七号の拙稿「江戸時代の力士免許状」で紹介した文化八年(二八一)霜月(十一月)発給の「免許」(同家文書五八〇)で、豊七の弟子となった七ツ山四郎兵衛が「於何國ニモ紛無之」「相撲力士之門弟」であると記されており、月日・内容共に手紙の記載と合致する。

九代目庄之助が記した「相撲行司家傳」(『古事類苑』武技部十九所収)によれば、文化八年時点の庄之助は八代目であり、ここではひとまず手紙の差出人を八代目庄之助と推定しておきたい。

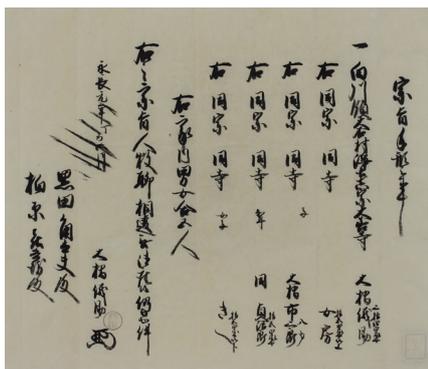
その上で、次なる疑問は、なぜ相撲行司木村庄之助が相撲年寄木村豊七に宛てた手紙や免許状が、上石井村(現塙町)の名主文書に含まれているのかという点である。地域社会と武芸の関係を考える糸口として、調査を続けたい。(山田 英明)

陸奥国伊達郡に伝播した
私年号「永長」

私年号は、人々の改元待望に因應て生まれることがある。近世私年号「永長」もその一つである。永長は近世以前に公年号として使われたにもかかわらず、近世後期にたびたび新元号として広まった。特に天保八年(一八三七)は、前年凶作による大飢饉や、大塩平八郎の乱等が日本中に動揺を与え、改元待望の高まりを背景に、永続・長久の意を込めた永長が加賀国等に生まれた。本稿で新たに陸奥国の事例を示したい。

伊達郡大石村(現伊達市)大橋家は、生糸買継問屋経営に携わり、郷士に命ぜられた豪農である。同家史料で、天保八年五月以降に永長が用いられている。例えば、反故紙を用いた勘定書の包み紙や、家業経営等に関する留帳といった、同家の私的な文書である。いずれも「永長元年西五月」と記し、後に訂正線を引き、「天保」「天保八年」と修正している。

つぎに、大橋家が私年号を使った背景について、永長元年六月付「宗旨手形之事」(大橋健佑家文書二八七)から読み解きたい。本書は、同家の長男儀助が白河藩宗旨奉行の黒田角太夫・柏原喜兵衛に宛て、家族の宗旨を記した公的文書の下書



永長元年(1837)6月付宗旨手形之事
(大橋健佑家文書 287)

で、日付けの「永長元年丁酉六月」に斜線が引かれている。私年号の使用は、朝廷が定めた公年号の否定にあたり、公的文書で意図的に使用しない点を考慮すると、儀助は永長を公年号と誤認し使用したと窺える。さいごに、大橋家の状況とともに整理する。天保八年前半、同家は当主が高齢で名代を儀助が務め、家督継承の時期であった。正月末、儀助は白河藩主阿部正睦に呼ばれ江戸へ行き、五月三日に帰宅し、同月に誤った改元情報(永長改元)に接したとみられる。儀助は永長を公年号と信じ六月まで使用したが、白河藩保原陣屋との間で宗旨手形を添削するうち誤認に気付き、大橋家内の文書・帳簿の永長を修正したのである。意図せぬ私年号の使用例であるとともに、私年号永長が陸奥国を含め広範囲に伝播したことを示す好個な史料と評価できる。(小野 孝太郎)

霊力と災厄
— 神の祟りが齎す疫病 —

感染症の流行状況が注目された昨今、社寺での疫病除けも耳目を集めた。社寺にまつわる霊力と疫病の関係は深く、縁起等には、近世以前に流行した疫病を治めるため、勧請・祈願したという霊験譚が少なくない。一方、近世の庶民生活には、その霊力を恐れた面も見受けられる。会津郡鴛巢村(現南会津町)名主馬場近右衛門・組頭徳右衛門・百姓代太郎兵衛は、会津藩御蔵入役所へ願書を出し、控として午六月付「乍恐以書付奉申上候」(馬場新家文書(その二)六六九)を残した。差出人らが村役人を務めた時期と干支から判断し、安政五年(一八五八)の出来事である。願書の発端は、御蔵入郡奉行・代官配下の役人らが、御用材買い上げのため出張してきたこととにあった。役人らは鴛巢村の鎮守である熊野社境内で杉の木を見分し、御用材に相当する木は伐採するとの旨を様々に諭した。これに対し村側は次の通り意見している。

境内の神木について、かつて村に起きた不時の災害が必要が生じ、社木を一本伐採した際、たちまち村中で疫病が流行し、約三年の間病に苦しむ人が絶えなかった。当時の神託により、御咎めとして神罰を蒙ったのだと言い伝えられており、今も恐れられているという。そして、古人の言い伝えと捉えていながらも、神慮に背けばどのような災難が起きるかも分からないため、この一件を斟酌の上、神木の伐採は容赦して欲しいと村中挙げて願っている。実際に鴛巢村では、文政八年(一八二五)疫病流行、文政十年病流行が起き、幼少期の馬場近右衛門も痲病に罹患し片目を失明した。これが言い伝えの疫病を指すかは検討を要するにしても、身をもって知った疫病の恐ろしさを共有した上で、神の祟りにより疫病が齎されるという因果関係が成り立っていた。御用材の一件がどう処理されたのかは不明であるが、鴛巢村では、藩命よりも神の祟りという霊力を恐れ、重んじたのである。(小野孝太郎)

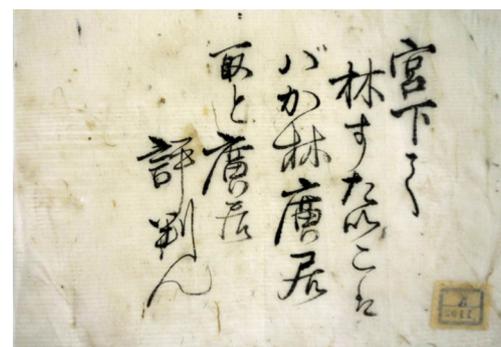


〔安政5年〕(1858) 午6月付
乍恐以書付奉申上候(神木伐採御用捨
之儀)(馬場新家文書(その2)669)

戯れ歌の秘密

本年度より新たに公開した「河越卿家文書(その三)」中の訴訟関係史料に、神社のお囃子太鼓の由来の悪さをからかった次の「(戯れ歌)」(同一一〇二)が残されていた。
宮下 林すたいこはバカ林
廣居取と廣居評判ん
はじめは、間違つて紛れ込んだものかどと気に留めていなかったのだが、史料整理を進めるにつれ、同家文書の出所である桑原村(現三島町)と隣村の宮下村の間で繰り広げられた入会争論訴訟に深く関わっていることが分かってきた。
事の起りは文禄三年(一五九四)に遡る。この年の検地により、両村の入会山にあった焼畑地の年貢負担をめぐって対立が生じた。争いは江戸時代を経て明治時代に持ち越され、明治七年(一八七四)には、桑原村が土地所有権の再調査を求めて若松県に訴え出ている。
訴訟を受理した若松県裁判所は、双方の言い分を踏まえ、明治九年七月に実地検査を行なうこととした。ところが、派遣された役人の「直喜殿」が病氣となり、代わって「廣居殿」が出張してくる。この人物が曲者で、宮下村から何を吹き込まれたのか「兎角被告(引用者註:宮下村)

ノ便宜ニ相成候之御沙汰」を繰り返すばかりであったという。
当然のことながら桑原村の人々の不満は高まり、「如何可相成哉難計」状態となった。そのため桑原村では、「直喜殿」が全快した翌日(八月二日)に、「廣居殿ハ速ニ御帰廳ニ被成下置候共御差支有之間敷」と若松裁判所に願ひ出ているほどである(「歎願書」、同七四七)。



〔戯れ歌〕(河越卿家文書(その3)1102)

こうした事情を踏まえた上で、改めて先の戯れ歌を読み返すと、宮下村の口車に乗せられた「廣居殿」(フルネームは林廣居か)を罵倒したものであることは一目瞭然である。役人の権威が現代と比べ物にならないほど高かった時代に、随分と思いついた戯れ歌を作ったものだ。それだけ、村人の怒りは強かったということだろう。(山田英明)

首里城を修復した
阪谷良之進と柳田菊造

令和元年(二〇一九)十月三十一日未明に発生した火災により、首里城正殿は紅蓮の炎に呑み込まれて崩落した。この建物は、先人が残してくれた記録や記憶等に基づき、平成四年(一九九二)に復元されたものであった。これは、昭和八年(一九三三)に竣工した昭和の大修理の際に正確な図面や写真を残していた阪谷良之進と柳田菊造という技術者の功績によるものである。

良之進の叔父は阪谷芳郎、芳郎の妻は渋沢栄一の次女琴子、芳郎の長女敏子は堀切善次郎の妻である。良之進自身は、東京美術学校図案科建築部を卒業した建造物修復の専門家で、内務省や文部省で指定建造物調査・修復の嘱託を務めていた。

ところで、奈良県の宮大工の家に生まれた柳田と福島県との接点は、柳田が「藤倉二階堂」とも呼ばれている延命寺地藏堂(現国指定重要文化財、会津若松市河東町)の修理に助手として携わった明治四十五年(一九一二)五月まで遡る。

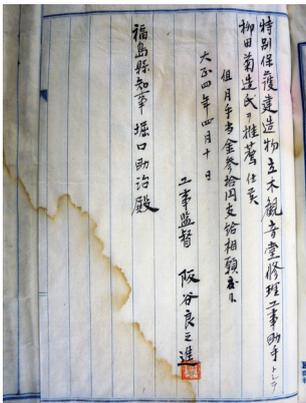
さらに、首里城の昭和の大修理竣工より十八年前の大正四年(一九一五)には、阪谷と柳田の二人が「立木観音堂」と一般に呼ばれ

ている恵隆寺観音堂(現国指定重要文化財、会津坂下町大字塔寺)の修理に深く関わっていた事実が判明する。これは、二人が一緒に文化財の修理をした最も古い事例である。

大正三年八月二十七日には恵隆寺観音堂の修理が内務省より正式に許可され、翌四年四月には内務省嘱託の阪谷が工事監督に就任した。阪谷は、四月七日に宮田善助を現場付主任に推薦した。宮田は福井県の代々大工を生業にしていた家に生まれ、各地で修復の経験を積んでいた。

また、四月十日には、阪谷は柳田を助手に推薦している(左図版)。柳田の働きぶりが勤勉で、仕事の技量も優れていたため、途中から柳田の月手当は現場付主任の宮田と同額となった。向学心のあった柳田は、後に工手学校の建築科を卒業し、西洋建築の知識をも学んでいる。

阪谷と柳田は現場で多くの経験を積むとともに飽くなき向上心を持ち続けたことが、彼らの匠の技を本物たらしめたのである。(渡邊 智裕)



阪谷良之進推薦状
(福島県神社庁文書 102)

令和四年度行事予定
(令和四年四月〜令和四年九月)

一、展示公開(収蔵資料展)
只見線復旧応援「奥会津の古文書
―総集編―」

平成二十九年度から只見線の早期復旧を応援するため、「奥会津の古文書」という企画展示を五回にわたって開催し、その総集編として代表的な古文書を紹介しています。

【会期】開催中〜八月三十一日(日)まで
【関連イベント上映会】
五月二十八日(土)に映画「ホームロン」を上映しました。また、八月五日(金)に記録映像「からむしのこえ」を上映します(要事前申込)。

詳細は当館のHPを御覧下さい。
「疫病に負けるな!」
―ふくしまの近世・近代疫病史―

主に江戸・明治時代にふくしまで流行した疫病や、疫病に関わる資料を展示し、人々がどのように疫病と向き合い、いかにして乗り越えてきたのかを振り返ります。

【会期】九月三日(土)〜十二月十一日(日)まで
福島県歴史資料館移動展
只見線復旧応援「奥会津の古文書
―昭和村を中心に―」

平成三十年度に開催した只見線復

旧応援「奥会津の古文書―三島町・金山町・昭和村を中心に―」の昭和村に関する古文書を展示し、生業・信仰・戊辰戦争などを紹介します。

【会期】九月三日(土)〜十月十六日(日)まで
【会場】からむし工芸博物館

二、古文書講座
初級者を対象に、当館が収蔵する県北地域の商家に伝わる古文書をテキストとして、古文書の勉強法や解読に役立つ基礎的知識、コツなどを分かりやすく説明します。

【日時】七月十日(日)、七月二十四日(日)、八月七日(日)、九月四日(日)、各回とも午前十時〜十二時まで。※締め切りました。

三、資料閲覧について
新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、前日の午後三時までに電話での予約が必要です。詳細や最新の情報はHPでご確認願います。

福島県史料情報
第63号 令和4年6月25日
編集・発行
公益財団法人 福島県文化振興財団
福島県歴史資料館
〒960-8116 福島市春日町5-54
TEL 024-534-9193 FAX 024-534-9195
URL https://www.fcp.or.jp/history/
E-mail history@fcp.or.jp